

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第四十号）（税務課）

一 改正の理由

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 地方税法等の一部が改正されたことに伴う所要の規定の整理

(一) 自動車取得税及び自動車税に係る規定の整理

(二) 特別法人事業税及び地方法人特別税に係る規定の整理

2 消費税率の引上げに伴う証紙代金収納計器に係る収納印表示手数料の改正

3 元号を改める政令の施行に伴う様式の整理

4 その他様式の整理

三 施行期日

1 二3の改正 令和元年九月三十日

2 二1、2及び4の改正 令和元年十月一日

★ 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法施行令等の一部が改正され、就学前の障害児の発達支援に係る費用が無償化されたことに伴い、国が定める障害児施設徴収金基準額表が改定され、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置された児童が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、措置に要する費用を徴収しないこととされたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和元年十月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（建設産業課）

一 改正の要旨

平成三十年七月豪雨災害に係る災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札について、特例を設けるなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和元年九月三十日